

令和2年
4月1日から

お知らせ

吹田市内の屋外広告物の許可は吹田市役所に申請して下さい

令和2年4月1日より吹田市が中核市に移行されることに伴い、吹田市屋外広告物条例及び規則が施行されます。吹田市に屋外広告物を設置する場合、4月1日以降は吹田市に申請して下さい。

受付期間について

受付窓口は吹田市都市計画室です。

◎受付開始 令和2年4月1日～

府条例からの変更の概要について

- ①許可申請に先立ち、**事前協議**の手続きが必要です。
 - ②禁止区域に**第二種低層住居専用地域、生産緑地地区等**を追加します。
 - ③車両を利用する**屋外広告物（電車、路線バス、広告宣伝車）**も、同様の手続きが必要です。
 - ④自家用広告物の適用除外（許可が不要になるもの）を表示面積7㎡以下から**5㎡以下**に変更します。
 - ⑤高さ4mを超える広告物の管理責任者は屋外広告士等の**資格**が必要になります。
- ※内容の詳細については、令和2年3月中に吹田市ホームページに掲載予定です。

屋外広告業の登録について（令和2年4月1日以降）

- ①吹田市内で屋外広告業を営もうとする場合、**吹田市への登録**が必要です。
- ②すでに大阪府に登録されている屋外広告業の方については、**吹田市へ届出**が必要です。

ご不明点等がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

吹田市役所 都市計画部 都市計画室
〒564-8550
大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
（低層棟2階 窓口214）
TEL:06-6384-1968
FAX:06-6368-9901
E-mail:toshikei@city.suita.osaka.jp



吹田市内の屋外広告物の許可は大阪府茨木土木事務所に申請してください

令和2年
3月中の許可は

3月6日（金）までにご申請のご相談をいただき、**3月18日（水）までに許可手数料のご納付及び「大阪府手数料納付済証」をご提出**いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

大阪茨木土木事務所管理課
〒567-0034 茨木市中穂積1丁目3番43（大阪府立三島府民センタービル内）
TEL:072-627-112121 FAX:072-625-8060